

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 3	<p>第 1 章 条例</p> <p>資料第 1 日高市防災会議条例 (略)</p>	<p>第 1 章 条例</p> <p>資料第 1 日高市防災会議条例 (略)</p>
p. 5	<p>資料第 2 日高市災害対策本部条例</p> <p style="text-align: right;">〔 昭和 39 年 4 月 1 日 条 例 1 0 号 〕 改正 平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号</p> <p style="text-align: center;">日高市災害対策本部条例</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、日高市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (組織) 第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>資料第 2 日高市災害対策本部条例</p> <p style="text-align: right;">〔 昭和 39 年 4 月 1 日 条 例 1 0 号 〕 改正 平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号 <u>平成 24 年 9 月 28 日条例第 21 号</u></p> <p style="text-align: center;">日高市災害対策本部条例</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、日高市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (組織) 第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 21 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
p. 6	<p>資料第 3 日高市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">日高市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">〔 昭和 49 年 6 月 25 日 条 例 第 2 7 号 〕 改正 昭和 50 年 3 月 15 日条例第 15 号 昭和 52 年 3 月 25 日条例第 10 号 昭和 53 年 9 月 20 日条例第 19 号 昭和 56 年 9 月 18 日条例第 12 号 昭和 57 年 12 月 18 日条例第 31 号 昭和 62 年 3 月 9 日条例第 3 号 平成 3 年 12 月 10 日条例第 31 号</p> <p>第 2 章 災害弔慰金の支給 (災害弔慰金の支給) 第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。 (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。 ア 配偶者</p>	<p>資料第 3 日高市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">日高市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">〔 昭和 49 年 6 月 25 日 条 例 第 2 7 号 〕 改正 昭和 50 年 3 月 15 日条例第 15 号 昭和 52 年 3 月 25 日条例第 10 号 昭和 53 年 9 月 20 日条例第 19 号 昭和 56 年 9 月 18 日条例第 12 号 昭和 57 年 12 月 18 日条例第 31 号 昭和 62 年 3 月 9 日条例第 3 号 平成 3 年 12 月 10 日条例第 31 号 <u>平成 23 年 12 月 22 日条例第 19 号</u> <u>平成 31 年 3 月 22 日条例第 3 号</u> <u>令和元年 12 月 20 日条例第 19 号</u></p> <p>第 2 章 災害弔慰金の支給 (災害弔慰金の支給) 第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。 (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。 ア 配偶者</p>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 7	イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母	イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母
p. 9	2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。 （災害弔慰金の額）	2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。 （災害弔慰金の額）
p. 9	第4章 災害援護資金の貸付け （災害援護資金の貸付け） 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後 <u>その利率を</u> 延滞の場合を除き年3パーセントとする。 （償還等） 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u>	第4章 災害援護資金の貸付け （災害援護資金の貸付け） 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後 <u>は、延滞の場合を除き、その利率を</u> 年3パーセント <u>以内で規則で定める率</u> とする。 （償還等） 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還 <u>又は月賦償還</u> とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>
p. 10	第5章 補則 （規則への委任） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 （平成3年12月10日条例第31号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。	第5章 補則 （規則への委任） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 （平成3年12月10日条例第31号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。 <u>附 則（平成23年12月22日条例第19号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。</u> <u>附 則（平成31年3月22日条例第3号）</u> <u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の日高市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</u> <u>附 則（令和元年12月20日条例第19号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 11	<p>日高市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則</p>	<p>日高市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則</p>
	<p style="text-align: right;">〔昭和 49 年 12 月 25 日 規則 第 10 号〕 改正 昭和 57 年 12 月 18 日規則第 23 号</p>	<p style="text-align: right;">〔昭和 49 年 12 月 25 日 規則 第 10 号〕 改正 昭和 57 年 12 月 18 日規則第 23 号 <u>平成 29 年 2 月 1 日規則第 1 号</u> <u>平成 31 年 3 月 27 日規則第 11 号</u> <u>令和元年 12 月 20 日規則第 18 号</u> <u>令和 3 年 6 月 22 日規則第 31 号</u></p>
	<p>第 1 章 総則 (趣旨)</p>	<p>第 1 章 総則 (趣旨)</p>
	<p>第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。 (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、<u>性別</u>、生年月日 (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況 (3) 死亡者の遺族に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>	<p>第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。 (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日 (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況 (3) 死亡者の遺族に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>
	<p>第 3 章 災害障害見舞金の支給 (支給の手続)</p>	<p>第 3 章 災害障害見舞金の支給 (支給の手続)</p>
	<p>第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (1) 障害者の氏名、<u>性別</u>、生年月日 (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況 (3) 障害の種類及び程度に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>	<p>第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (1) 障害者の氏名、生年月日 (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況 (3) 障害の種類及び程度に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>
p. 12	<p>第 4 章 災害援護資金の貸付け</p>	<p>第 4 章 災害援護資金の貸付け <u>(保証人及び利率)</u></p>
	<p>(借入れの申込み) 第 6 条 <u>災害援護資金（以下「資金」という。）</u>の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。 (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日 (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法 (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画 (4) 保証人となるべき者に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>	<p><u>第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u> <u>2 資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 1 パーセントとする。</u> <u>3 第 1 項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 9 条の違約金を包含するものとする。</u></p>
	<p>(調査) 第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、</p>	<p>(借入れの申込み) 第 7 条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。 (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日 (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法 (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画 (4) <u>保証人を立てる場合は、</u>保証人となるべき者に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (調査) 第 8 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。 (貸付けの決定)</p>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 13	<p>所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。 （貸付けの決定）</p> <p>第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。 （借用書の提出）</p> <p>第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第 5 号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（貸付金の交付）</p> <p>第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。 （償還の完了）</p> <p>第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。 （繰上償還の申出）</p> <p>第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。 （償還金の支払猶予）</p> <p>第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。 （違約金の支払免除）</p> <p>第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。 （償還免除）</p> <p>第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請書」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第 9 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。 （借用書の提出）</p> <p>第 10 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（<u>保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書</u>）（様式第 5 号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（<u>保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑登録証明書</u>）を添えて市長に提出しなければならない。 （貸付金の交付）</p> <p>第 11 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。 （償還の完了）</p> <p>第 12 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。 （繰上償還の申出）</p> <p>第 13 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。 （償還金の支払猶予）</p> <p>第 14 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。 （違約金の支払免除）</p> <p>第 15 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。 （償還免除）</p> <p>第 16 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請書」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>（1）借受人の死亡を証する書類</p> <p>（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p><u>（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u></p> <p>（督促）</p> <p>第 17 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。 （氏名又は住所の変更届等）</p> <p>第 18 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。</p> <p>第 5 章 補則 （その他）</p> <p>第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 25 日から適用する。</p> <p>附 則（昭和 57 年 12 月 18 日規則第 23 号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p> <p><u>附 則（平成 29 年 2 月 1 日規則第 1 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 11 号）</u> <u>1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
p. 14	<p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>（1）借受人の死亡を証する書類</p> <p>（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類</p> <p>（督促）</p> <p>第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。 （氏名又は住所の変更届等）</p> <p>第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。</p> <p>第 5 章 補則 （その他）</p> <p>第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 25 日から適用する。</p> <p>附 則（昭和 57 年 12 月 18 日規則第 23 号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p>	<p>（督促）</p> <p>第 17 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。 （氏名又は住所の変更届等）</p> <p>第 18 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。</p> <p>第 5 章 補則 （その他）</p> <p>第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 25 日から適用する。</p> <p>附 則（昭和 57 年 12 月 18 日規則第 23 号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p> <p><u>附 則（平成 29 年 2 月 1 日規則第 1 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 11 号）</u> <u>1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																		
	<p>(様式 省略)</p>	<p><u>2 改正後の日高市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</u></p> <p><u>附 則（令和元年 12 月 20 日規則第 18 号）</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 3 年 6 月 22 日規則第 31 号）</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(様式 省略)</p>																		
<p>p. 16</p>	<p>資料第 4 日高市災害見舞金支給条例及び同条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">日高市災害見舞金支給条例</p> <p style="text-align: right;">〔平成 12 年 3 月 23 日 条例第 4 号〕</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金」という。）を支給することにより、災害を受けた者の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けないものをいう。</p> <p>(災害見舞金の支給)</p> <p>第 3 条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた被災者 <u>又はその遺族</u> に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>(1) 死亡した者 1 人につき</u></td> <td style="text-align: right;">10 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 負傷した者 1 人につき</u></td> <td style="text-align: right;">5 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 住居の全焼、全壊又は流失</u></td> <td style="text-align: right;">10 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 住居の半焼又は半壊</u></td> <td style="text-align: right;">5 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 住居の床上浸水</u></td> <td style="text-align: right;">3 万円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該災害が <u>災害見舞金を受けべき者</u> の故意又は重大な過失により発生した場合には、<u>これ</u> を支給しない。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第 4 条 <u>災害見舞金の支給を受けることができる者は、災害発生時に市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）により記録又は登録を受けている者とする。ただし、前条第 1 項第 3 号から第 5 号に係る災害見舞金の支給を受けることができる者は、災害発生時において当該住居に現に居住していたことを要する。</u></p> <p><u>2 前条第 1 項第 1 号の災害見舞金を支給する遺族の範囲は、災害により死亡した者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。</u></p> <p>(届出及び支給の決定)</p> <p>第 5 条 <u>第 3 条</u> の規定による災害見舞金の支給を受けようとする者は、り災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から 15 日以内に市長に届け出るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>	<u>(1) 死亡した者 1 人につき</u>	10 万円	<u>(2) 負傷した者 1 人につき</u>	5 万円	<u>(3) 住居の全焼、全壊又は流失</u>	10 万円	<u>(4) 住居の半焼又は半壊</u>	5 万円	<u>(5) 住居の床上浸水</u>	3 万円	<p>資料第 4 日高市災害見舞金支給条例及び同条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">日高市災害見舞金支給条例</p> <p style="text-align: right;">〔平成 12 年 3 月 23 日 条例第 4 号〕</p> <p style="text-align: right;"><u>改正 平成 23 年 3 月 22 日条例第 4 号</u> <u>平成 24 年 6 月 29 日条例第 15 号</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給することにより、災害を受けた者の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けないものをいう。</p> <p><u>2 この条例で「被災者」とは、災害発生時に市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録されている者をいう。</u></p> <p>(災害見舞金の支給)</p> <p>第 3 条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた被災者に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>(1) 負傷した者 1 人につき</u></td> <td style="text-align: right;">5 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 住居の全焼、全壊又は流失</u></td> <td style="text-align: right;">10 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 住居の半焼又は半壊</u></td> <td style="text-align: right;">5 万円</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 住居の床上浸水</u></td> <td style="text-align: right;">3 万円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該災害が <u>被災者</u> の故意又は重大な過失により発生した場合には、<u>見舞金</u> を支給しない。</p> <p><u>3 第 1 項第 2 号から第 4 号までに係る見舞金は、災害発生時において当該住居に現に居住していた被災者に支給するものとする。</u></p> <p>(弔慰金の支給)</p> <p>第 4 条 市は、災害により被災者が死亡したときは、当該被災者の葬祭を行う遺族に対し、弔慰金を支給する。</p> <p><u>2 前項の弔慰金の額は、死亡した者 1 人につき 10 万円とする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、当該災害が被災者の故意又は重大な過失により発生した場合には、弔慰金を支給しない。</u></p> <p>(届出及び支給の決定)</p> <p>第 5 条 <u>前 2 条</u> の規定による見舞金 <u>又は弔慰金（以下「災害見舞金」という。）</u> の支給を受けようとする者は、り災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から 15 日以内に市長に届け出るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>	<u>(1) 負傷した者 1 人につき</u>	5 万円	<u>(2) 住居の全焼、全壊又は流失</u>	10 万円	<u>(3) 住居の半焼又は半壊</u>	5 万円	<u>(4) 住居の床上浸水</u>	3 万円
<u>(1) 死亡した者 1 人につき</u>	10 万円																			
<u>(2) 負傷した者 1 人につき</u>	5 万円																			
<u>(3) 住居の全焼、全壊又は流失</u>	10 万円																			
<u>(4) 住居の半焼又は半壊</u>	5 万円																			
<u>(5) 住居の床上浸水</u>	3 万円																			
<u>(1) 負傷した者 1 人につき</u>	5 万円																			
<u>(2) 住居の全焼、全壊又は流失</u>	10 万円																			
<u>(3) 住居の半焼又は半壊</u>	5 万円																			
<u>(4) 住居の床上浸水</u>	3 万円																			
<p>p. 17</p>																				

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 18	<p>附 則 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>日高市災害見舞金支給条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 31 日 規 則 第 7 号</p> <p>（趣旨） 第 1 条 この規則は、日高市災害見舞金支給条例（平成 12 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （被害の程度） 第 2 条 条例第 3 条第 1 項各号に規定する被害の程度は、次のとおりとする。 <u>（1）死亡とは、その災害が原因で 10 日以内に死亡した場合をいう。</u> （2）負傷とは、医師の診断書に基づく療養期間が 1 か月以上である場合をいう。 （3）住居の全焼、全壊又は流失とは、住居の焼失、損壊若しくは流失した部分が床面積の 70 パーセント以上に達したもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない程度のものをいう。 （4）住居の半焼又は半壊とは、住居の焼失又は損壊した部分が床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住居として使用することができる程度のものをいう。 （5）住居の床上浸水とは、住居の床以上に浸水したため、一時的にその住居に居住することができない程度のものをいう。 （順位） 第 3 条 <u>条例第 4 条第 2 項に規定する配偶者がいない場合の災害見舞金の受給順位は、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡した者と生計を一にしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</u> <u>2 災害見舞金を受けるべき同順位の者が 2 名以上いる場合には、その代表者とする。</u> （様式） 第 4 条 別表の左欄に掲げる申請書その他必要な書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。 （決定の取消し） 第 5 条 条例第 6 条の規定による決定の取消しは、文書をもってしなければならない。 附 則 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 （別表・様式 省略）</p>	<p>附 則 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則（平成 23 年 3 月 22 日条例第 4 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の日高市災害見舞金支給条例の規定は、同日以後の災害による災害見舞金について適用し、同日前の災害による災害見舞金については、なお従前の例による。</u> <u>附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 15 号抄）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。（後略）</u></p> <p>日高市災害見舞金支給条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 31 日 規 則 第 7 号 <u>改正 平成 23 年 3 月 22 日規則第 3 号</u> <u>平成 29 年 2 月 1 日規則第 1 号</u> <u>令和 3 年 6 月 22 日規則第 31 号</u></p> <p>（趣旨） 第 1 条 この規則は、日高市災害見舞金支給条例（平成 12 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （被害の程度） 第 2 条 条例第 3 条第 1 項各号に規定する被害の程度は、次のとおりとする。 <u>（1）負傷とは、医師の診断書に基づく療養期間が 1 か月以上である場合をいう。</u> <u>（2）住居の全焼、全壊又は流失とは、住居の焼失、損壊若しくは流失した部分が床面積の 70 パーセント以上に達したもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない程度のものをいう。</u> <u>（3）住居の半焼又は半壊とは、住居の焼失又は損壊した部分が床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住居として使用することができる程度のものをいう。</u> <u>（4）住居の床上浸水とは、住居の床以上に浸水したため、一時的にその住居に居住することができない程度のものをいう。</u> 第 3 条 <u>条例第 4 条第 1 項に規定する死亡とは、その災害が原因で 10 日以内に死亡した場合をいう。</u> （様式） 第 4 条 別表の左欄に掲げる申請書その他必要な書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。 （決定の取消し） 第 5 条 条例第 6 条の規定による決定の取消しは、文書をもってしなければならない。 附 則 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則（平成 23 年 3 月 22 日規則第 3 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>附 則（平成 29 年 2 月 1 日規則第 1 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>附 則（令和 3 年 6 月 22 日規則第 31 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> （別表・様式 省略）</p>

日高市地域防災計画《資料編》修正案 新旧対照表

資料編

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
	第 2 章 協定	第 2 章 協定
p. 27	資料第 8 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書（丸美屋食品株式会社）	資料第 8 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書（丸美屋食品 <u>工業株式会社</u> ） ※社名変更
p. 29	資料第 9 災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書（社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部）	資料第 9 災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書（ <u>一般</u> 社団法人埼玉県トラック協会いるまの支部） ※協定内容変更（詳細は素案参照）
	<u>資料第 11 災害時等の食糧及び生活必需品の優先供給に関する協定書（株式会社丸広百貨店）</u>	※削除
p. 34	資料第 12 災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書（いるま野農業協同組合）	資料第 11 災害時等の食糧品の優先供給に関する協定書（いるま野農業協同組合）
p. 36	資料第 13 大規模災害時における相互応援に関する協定書（飯能市）	資料第 12 大規模災害時における相互応援に関する協定書（飯能市）
p. 38	資料第 14 平成 3 年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、奈良県香芝市、東京都羽村市）	資料第 13 平成 3 年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、奈良県香芝市、東京都羽村市）
p. 40	資料第 15 災害時等の食糧及び生活必需品の優先供給に関する協定書（株式会社ベイシア）	資料第 14 災害時等の食糧及び生活必需品の優先供給に関する協定書（株式会社ベイシア）
p. 42	資料第 16 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書（ <u>三国コカ・コーラボトリング株式会社</u> ）	資料第 15 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書
p. 44	資料第 17 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県、県内全市町村）	資料第 16 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県、県内全市町村）
p. 46	資料第 18 災害時における応急対策活動に関する協定書（日高鳶組合）	資料第 17 災害時における応急対策活動に関する協定書（日高鳶組合）
p. 48	資料第 19 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書（社団法人全国霊柩自動車協会）	資料第 18 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書（社団法人全国霊柩自動車協会、 <u>埼玉葬祭業協同組合</u> ） ※タイトルに協定先を追加
p. 50	資料第 20 災害時における応急絆創膏等の優先提供に関する協定書（ニチバン株式会社）	資料第 19 災害時における応急絆創膏等の優先提供に関する協定書（ニチバン株式会社）
p. 52	資料第 21 災害時等における <u>情報提供</u> に関する協定書（東京電力株式会社川越支社）	資料第 20 災害時等における <u>停電復旧の連携等</u> に関する <u>基本協定</u> （東京電力 <u>パワーグリッド株式会社川越支社</u> ） ※協定タイトル変更、社名変更、協定内容変更（詳細は素案参照）
p. 54	資料第 22 災害時における食糧品の優先提供に関する協定書（東洋水産株式会社）	資料第 21 災害時における食糧品の優先提供に関する協定書（東洋水産株式会社）
p. 56	資料第 23 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（医療法人 和会）	資料第 22 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（医療法人 和会）
p. 58	資料第 24 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（社会福祉法人 武蔵会）	資料第 23 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（社会福祉法人 武蔵会）
p. 60	資料第 25 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（社会福祉法人 晃和会）	資料第 24 災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定書（社会福祉法人 晃和会）
p. 62	資料第 26 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書（サントリー <u>フーズ株式会社</u> ）	資料第 25 災害時における飲料水の優先供給等に関する協定書（サントリー <u>ビバレッジソリューション株式会社</u> ） ※社名変更
p. 64	資料第 27 災害時における支援協力に関する協定書（株式会社日高カントリー倶楽部）	資料第 26 災害時における支援協力に関する協定書（株式会社日高カントリー倶楽部） ※協定締結日修正
p. 66	資料第 28 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）	資料第 27 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）

日高市地域防災計画《資料編》修正案 新旧対照表

資料編

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案
p. 68	資料第29 災害時におけるバス等による緊急輸送活動に関する協定書（社団法人埼玉県バス協会西部地区部会）	資料第28 災害時におけるバス等による緊急輸送活動に関する協定書（社団法人埼玉県バス協会西部地区部会）
p. 70	資料第30 震災時における緊急設備支援に関する協定（株式会社セレスポ）	資料第29 災害時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ） ※協定内容変更（詳細は素案参照）
p. 72	資料第31 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	資料第30 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）
p. 74	資料第32 災害時における緊急放送の協力に関する協定書（飯能ケーブルテレビ株式会社）	資料第31 災害時における緊急放送の協力に関する協定書（飯能ケーブルテレビ株式会社）
p. 76	資料第33 日高市と大磯町の災害時相互応援に関する協定（神奈川県大磯町）	資料第32 日高市と大磯町の災害時相互応援に関する協定（神奈川県大磯町）
p. 78	資料第14 災害時における支援協力に関する協定書（日高市食品衛生協力会）	資料第33 災害時における支援協力に関する協定書（日高市食品衛生協力会）
p. 80	資料第35 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人飯能地区医師会）	資料第34 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人飯能地区医師会）
p. 82	資料第36 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人飯能地区歯科医師会）	資料第35 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人飯能地区歯科医師会）
p. 85	資料第37 災害時の医療救護活動に関する協定書（飯能地区薬剤師会）	資料第36 災害時の医療救護活動に関する協定書（飯能地区薬剤師会）
p. 88	資料第38 災害時の医療救護活動に関する協定書（日高市柔道整復師会）	資料第37 災害時の医療救護活動に関する協定書（日高市柔道整復師会）
p. 90	資料第39 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）	資料第38 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）
p. 93	資料第40 災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定書（モスト技研株式会社）	資料第39 災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定書（モスト技研株式会社）
p. 97	資料第41 災害時における廃棄物処理に関する協定書（日高環境保全協同組合）	資料第40 災害時における廃棄物処理に関する協定書（日高環境保全協同組合）
p. 100	資料第42 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（埼玉県立日高特別支援学校）	資料第41 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（埼玉県立日高特別支援学校）
p. 102	資料第43 災害時における寝具類の優先提供に関する協定書（株式会社東基）	資料第42 災害時における寝具類の優先提供に関する協定書（株式会社東基）
p. 104	資料第44 災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定書（グランド産業株式会社）	資料第43 災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定書（グランド産業株式会社）
p. 106	資料第45 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	資料第44 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）
p. 109	資料第46 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）	資料第45 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）
p. 111	資料第47 地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社）	資料第46 地域貢献型広告に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社）
p. 113	資料第48 大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市、飯能市、狭山市、入間市）	資料第47 大規模災害時における相互応援に関する協定書（所沢市、飯能市、狭山市、入間市）
p. 115	資料第49 災害時等の応急作業に関する協定書（市内建設事業者 9 社）	資料第48 災害時等の応急作業に関する協定書（市内建設事業者 9 社）
p. 117	資料第50 日高市と日高市内郵便局との地域における協力に関する協定書（日高市内郵便局）	資料第49 日高市と日高市内郵便局との地域における協力に関する協定書（日高市内郵便局）
p. 124	資料第51 災害時の食糧等の提供に関する協定書（アスクル株式会社）	資料第50 災害時の食糧等の提供に関する協定書（アスクル株式会社）
p. 127	資料第52 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書（埼玉県石油商業組合飯能支部日高班）	資料第51 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書（埼玉県石油商業組合飯能支部日高班）

日高市地域防災計画《資料編》修正案 新旧対照表

資料編

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案															
p. 129	資料第53 災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書（社団法人埼玉県LPガス協会西武支部）	資料第52 災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書（社団法人埼玉県LPガス協会西武支部）															
p. 131	資料第54 災害時における井戸水の供給に関する協定書（市内9事業所）	資料第53 災害時における井戸水の供給に関する協定書（市内6事業所） ※協定先を変更															
p. 133		資料第54 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書（埼玉女子短期大学） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 136		資料第55 災害時における無人航空機（ドローン）を活用した被害状況調査等に関する協定書（司測量設計調査株式会社） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 138		資料第56 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 140		資料第57 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定（学校法人 埼玉医科大学） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 143		資料第58 災害時における物資提供等の協力に関する協定書（ムサシ王子コンテナ株式会社） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 145		資料第59 災害時における被災者支援に関する協定書（埼玉県行政書士会） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 147		資料第60 災害時における食糧品の優先提供等に関する協定書（株式会社旭フーズ） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 149		資料第61 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 151		資料第62 災害時における支援協力に関する覚書（株式会社高麗川カントリー倶楽部） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 153		資料第63 災害発生時における施設等の提供協力に関する協定書（GLP投資法人） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 155		資料第64 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ） ※協定追加（詳細は素案参照）															
p. 159	第3章 災害履歴 資料第55 埼玉県における主な地震被害	第3章 災害履歴 資料第65 埼玉県における主な地震被害															
p. 160	資料第56 歴史に残る過去の風水害	資料第66 歴史に残る過去の風水害 ※追加 <table border="1" data-bbox="1549 1774 2760 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 1774 1786 1816">発生年月日</th> <th data-bbox="1786 1774 2041 1816">災害誘因</th> <th data-bbox="2041 1774 2760 1816">被害内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 1816 1786 1858">令和元年10月12日</td> <td data-bbox="1786 1816 2041 1858">台風19号 風水害</td> <td data-bbox="2041 1816 2760 1858">住家被害 浸水被害4件・風害2件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1858 1786 1900"></td> <td data-bbox="1786 1858 2041 1900"></td> <td data-bbox="2041 1858 2760 1900">木橋倒壊 新井橋・新堀橋・久保の下橋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1900 1786 1942"></td> <td data-bbox="1786 1900 2041 1942"></td> <td data-bbox="2041 1900 2760 1942">土砂崩れ 1か所 大字高岡地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1549 1942 1786 1984"></td> <td data-bbox="1786 1942 2041 1984"></td> <td data-bbox="2041 1942 2760 1984">倒木 26か所</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	災害誘因	被害内容	令和元年10月12日	台風19号 風水害	住家被害 浸水被害4件・風害2件			木橋倒壊 新井橋・新堀橋・久保の下橋			土砂崩れ 1か所 大字高岡地内			倒木 26か所
発生年月日	災害誘因	被害内容															
令和元年10月12日	台風19号 風水害	住家被害 浸水被害4件・風害2件															
		木橋倒壊 新井橋・新堀橋・久保の下橋															
		土砂崩れ 1か所 大字高岡地内															
		倒木 26か所															

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																																																																																																														
p. 165	<p>第 4 章 消防関係・防災設備 資料第57 埼玉西部消防組合非常招集に関する要綱第4条別表 非常招集の基準</p> <table border="1" data-bbox="281 470 1507 894"> <thead> <tr> <th>発令区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号体制招集</td> <td><u>現に勤務する職員以外の職員の一部の招集を必要とする災害が発生したとき又は発生するおそれがあると消防局長が必要と認めたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>第 2 号体制招集</td> <td>1 <u>所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市に震度 5 弱の地震が観測されたとき。</u> 2 <u>第 2 号体制による警防体制をより強化する必要があると消防局長が認めたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>第 3 号体制招集</td> <td>1 <u>所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市に震度 5 強以上の地震が観測されたとき。</u> 2 <u>風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的原因による甚大な被害が発生し、又は発生が予想されるときで、消防局長が消防総力を挙げて災害対応が必要と認めたとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	発令区分	発令基準	第 1 号体制招集	<u>現に勤務する職員以外の職員の一部の招集を必要とする災害が発生したとき又は発生するおそれがあると消防局長が必要と認めたとき。</u>	第 2 号体制招集	1 <u>所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市に震度 5 弱の地震が観測されたとき。</u> 2 <u>第 2 号体制による警防体制をより強化する必要があると消防局長が認めたとき。</u>	第 3 号体制招集	1 <u>所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市に震度 5 強以上の地震が観測されたとき。</u> 2 <u>風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的原因による甚大な被害が発生し、又は発生が予想されるときで、消防局長が消防総力を挙げて災害対応が必要と認めたとき。</u>	<p>第 4 章 消防関係・防災設備 資料第67 埼玉西部消防組合非常招集に関する要綱第5条別表 非常招集の発令基準 <u>(その他の災害)</u></p> <table border="1" data-bbox="1576 470 2801 756"> <thead> <tr> <th>発令区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号体制招集</td> <td>1 <u>組合市にその他の災害による被害が発生したとき。</u> 2 <u>警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>第 2 号体制招集</td> <td>1 <u>組合市にその他の災害による大規模な被害が発生したとき。</u> 2 <u>第 1 号体制招集による警防体制をより強化する必要があると局長が認めたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>第 3 号体制招集</td> <td>1 <u>組合市にその他の災害による甚大な被害が発生したとき。</u> 2 <u>消防総力を挙げて災害対応する必要があると局長が認めたとき。</u></td> </tr> </tbody> </table>	発令区分	発令基準	第 1 号体制招集	1 <u>組合市にその他の災害による被害が発生したとき。</u> 2 <u>警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。</u>	第 2 号体制招集	1 <u>組合市にその他の災害による大規模な被害が発生したとき。</u> 2 <u>第 1 号体制招集による警防体制をより強化する必要があると局長が認めたとき。</u>	第 3 号体制招集	1 <u>組合市にその他の災害による甚大な被害が発生したとき。</u> 2 <u>消防総力を挙げて災害対応する必要があると局長が認めたとき。</u>																																																																																														
発令区分	発令基準																																																																																																															
第 1 号体制招集	<u>現に勤務する職員以外の職員の一部の招集を必要とする災害が発生したとき又は発生するおそれがあると消防局長が必要と認めたとき。</u>																																																																																																															
第 2 号体制招集	1 <u>所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市に震度 5 弱の地震が観測されたとき。</u> 2 <u>第 2 号体制による警防体制をより強化する必要があると消防局長が認めたとき。</u>																																																																																																															
第 3 号体制招集	1 <u>所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市に震度 5 強以上の地震が観測されたとき。</u> 2 <u>風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的原因による甚大な被害が発生し、又は発生が予想されるときで、消防局長が消防総力を挙げて災害対応が必要と認めたとき。</u>																																																																																																															
発令区分	発令基準																																																																																																															
第 1 号体制招集	1 <u>組合市にその他の災害による被害が発生したとき。</u> 2 <u>警防体制を強化する必要があると局長が認めたとき。</u>																																																																																																															
第 2 号体制招集	1 <u>組合市にその他の災害による大規模な被害が発生したとき。</u> 2 <u>第 1 号体制招集による警防体制をより強化する必要があると局長が認めたとき。</u>																																																																																																															
第 3 号体制招集	1 <u>組合市にその他の災害による甚大な被害が発生したとき。</u> 2 <u>消防総力を挙げて災害対応する必要があると局長が認めたとき。</u>																																																																																																															
p. 166	資料第58 危険物貯蔵所等の状況	資料第68 危険物貯蔵所等の状況 ※時点更新（詳細は素案参照）																																																																																																														
p. 167	資料第59 市の防災行政無線【移動系】設置状況	資料第69 市の防災行政無線【移動系】設置状況 ※時点更新（詳細は素案参照）																																																																																																														
p. 168	資料第60 市の防災行政無線【固定系】設置状況	資料第70 市の防災行政無線【固定系】設置状況 ※時点更新（詳細は素案参照）																																																																																																														
p. 171	資料第61 防災倉庫等備蓄品一覧	資料第71 防災倉庫等備蓄品一覧 ※時点更新（詳細は素案参照）																																																																																																														
p. 173	<p>資料第62 消防業務相互応援協定締結一覧表</p> <table border="1" data-bbox="281 1388 1507 1923"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>協 定 先</th> <th>応援協定締結者</th> <th>締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉県下消防相互応援協定</td> <td>埼玉県下市町村等</td> <td>埼玉県下市町村等の長</td> <td>H19. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>埼玉県防災ヘリコプター応援協定</td> <td>埼玉県知事</td> <td>埼玉県知事</td> <td>H3. 3. 29</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>東京消防庁</td> <td>消防総監</td> <td>H25. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>消防の相互の応援協定書</td> <td>朝霞地区一部事務組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>消防の相互の応援協定</td> <td>入間東部地区消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td><u>H25. 5. 17</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>消防の相互の応援協定書</td> <td>川越地区消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>坂戸・鶴ヶ島消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>消防の相互の応援協定</td> <td>比企広域市町村圏組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>西入間広域消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>秩父広域市町村圏組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	協 定 先	応援協定締結者	締結日	1	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下市町村等	埼玉県下市町村等の長	H19. 7. 1	2	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県知事	埼玉県知事	H3. 3. 29	3	消防相互応援協定	東京消防庁	消防総監	H25. 4. 1	4	消防の相互の応援協定書	朝霞地区一部事務組合	組合管理者	H25. 5. 17	5	消防の相互の応援協定	入間東部地区消防組合	組合管理者	<u>H25. 5. 17</u>	6	消防の相互の応援協定書	川越地区消防組合	組合管理者	H25. 5. 17	7	消防相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	組合管理者	H25. 5. 17	8	消防の相互の応援協定	比企広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17	9	消防相互応援協定	西入間広域消防組合	組合管理者	H25. 5. 17	10	消防相互応援協定	秩父広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17	<p>資料第72 消防業務相互応援協定締結一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1576 1388 2801 1923"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>協 定 先</th> <th>応援協定締結者</th> <th>締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉県下消防相互応援協定</td> <td>埼玉県下市町村等</td> <td>埼玉県下市町村等の長</td> <td>H19. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>埼玉県防災ヘリコプター応援協定</td> <td>埼玉県知事</td> <td>埼玉県知事</td> <td>H3. 3. 29</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>東京消防庁</td> <td>消防総監</td> <td>H25. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>消防の相互の応援協定書</td> <td>朝霞地区一部事務組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>消防の相互の応援協定書</td> <td>入間東部地区事務組合</td> <td>組合管理者</td> <td><u>H30. 4. 1</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>消防の相互の応援協定書</td> <td>川越地区消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>坂戸・鶴ヶ島消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>消防の相互の応援協定</td> <td>比企広域市町村圏組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>西入間広域消防組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>消防相互応援協定</td> <td>秩父広域市町村圏組合</td> <td>組合管理者</td> <td>H25. 5. 17</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	協 定 先	応援協定締結者	締結日	1	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下市町村等	埼玉県下市町村等の長	H19. 7. 1	2	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県知事	埼玉県知事	H3. 3. 29	3	消防相互応援協定	東京消防庁	消防総監	H25. 4. 1	4	消防の相互の応援協定書	朝霞地区一部事務組合	組合管理者	H25. 5. 17	5	消防の相互の応援協定書	入間東部地区事務組合	組合管理者	<u>H30. 4. 1</u>	6	消防の相互の応援協定書	川越地区消防組合	組合管理者	H25. 5. 17	7	消防相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	組合管理者	H25. 5. 17	8	消防の相互の応援協定	比企広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17	9	消防相互応援協定	西入間広域消防組合	組合管理者	H25. 5. 17	10	消防相互応援協定	秩父広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17
番号	名 称	協 定 先	応援協定締結者	締結日																																																																																																												
1	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下市町村等	埼玉県下市町村等の長	H19. 7. 1																																																																																																												
2	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県知事	埼玉県知事	H3. 3. 29																																																																																																												
3	消防相互応援協定	東京消防庁	消防総監	H25. 4. 1																																																																																																												
4	消防の相互の応援協定書	朝霞地区一部事務組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
5	消防の相互の応援協定	入間東部地区消防組合	組合管理者	<u>H25. 5. 17</u>																																																																																																												
6	消防の相互の応援協定書	川越地区消防組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
7	消防相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
8	消防の相互の応援協定	比企広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
9	消防相互応援協定	西入間広域消防組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
10	消防相互応援協定	秩父広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
番号	名 称	協 定 先	応援協定締結者	締結日																																																																																																												
1	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下市町村等	埼玉県下市町村等の長	H19. 7. 1																																																																																																												
2	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県知事	埼玉県知事	H3. 3. 29																																																																																																												
3	消防相互応援協定	東京消防庁	消防総監	H25. 4. 1																																																																																																												
4	消防の相互の応援協定書	朝霞地区一部事務組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
5	消防の相互の応援協定書	入間東部地区事務組合	組合管理者	<u>H30. 4. 1</u>																																																																																																												
6	消防の相互の応援協定書	川越地区消防組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
7	消防相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
8	消防の相互の応援協定	比企広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
9	消防相互応援協定	西入間広域消防組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												
10	消防相互応援協定	秩父広域市町村圏組合	組合管理者	H25. 5. 17																																																																																																												

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	※No. 3～10 までの応援協定の名称には協定先と組合名が入る。 （例）東京消防庁 埼玉西部消防組合 消防相互応援協定 ※網掛け部分は日高市との隣接がない地区。	※No. 3～10 までの応援協定の名称には協定先と組合名が入る。 （例）東京消防庁 埼玉西部消防組合 消防相互応援協定 ※網掛け部分は日高市との隣接がない地区。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
p. 174	資料第63 防災ヘリコプター出場要請（受信）書	資料第73 防災ヘリコプター出場要請（受信）書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
p. 177	第5章 避難関係 資料第64 都市公園数及び面積の状況	第5章 避難関係 資料第74 都市公園数及び面積の状況 ※時点更新（詳細は素案参照）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
p. 178	資料第65 避難場所一覧表 （1）指定緊急避難場所 <p style="text-align: right; color: red;">平成 30 年 3 月現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">NO</th> <th rowspan="2">施設・場所名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">管理担当 連絡先</th> <th colspan="7">災害種別ごとの指定</th> <th rowspan="2">指定 避難所との 重複</th> <th rowspan="2">想定 収容人数 (人)</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>崖崩れ、 土石流及び 地滑り</th> <th>高潮</th> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>大規模な 火事</th> <th>内水氾濫</th> <th>火山現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>日高市立高麗小学校</td><td>大字梅原 5-1</td><td>042-989-1014</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>200</td></tr> <tr><td>2</td><td>日高市立武蔵台小学校</td><td>武蔵台五丁目 1-1</td><td>042-982-2221</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>267</td></tr> <tr><td>3</td><td>日高市立高麗中学校</td><td>大字梅原 350</td><td>042-989-1017</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>439</td></tr> <tr><td>4</td><td>日高市立武蔵台中学校</td><td>武蔵台六丁目 150-1</td><td>042-982-3161</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>449</td></tr> <tr><td>5</td><td>日高市高麗公民館</td><td>大字栗坪 92-2</td><td>042-989-2381</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>68</td></tr> <tr><td>6</td><td>日高市武蔵台公民館</td><td>武蔵台五丁目 1-2</td><td>042-982-2950</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>128</td></tr> <tr><td>7</td><td>日高市総合福祉センター</td><td>大字楡木 201</td><td>042-985-9988</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>95</td></tr> <tr><td>8</td><td>日高市立高麗川小学校</td><td>大字南平沢 335</td><td>042-989-0275</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>277</td></tr> <tr><td>9</td><td>日高市立高根小学校</td><td>大字中鹿山 523-3</td><td>042-989-4982</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>259</td></tr> <tr><td>10</td><td>日高市立高麗川中学校</td><td>大字原宿 49</td><td>042-989-1158</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>441</td></tr> <tr><td>11</td><td>日高市立高根中学校</td><td>大字女影 1180</td><td>042-985-3633</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>438</td></tr> <tr><td>12</td><td>日高市文化体育館</td><td>大字南平沢 1010</td><td>042-985-2090</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>727</td></tr> <tr><td>13</td><td>日高市高麗川公民館</td><td>大字南平沢 1098-2</td><td>042-989-9110</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>56</td></tr> <tr><td>14</td><td>日高市高麗川南公民館</td><td>大字中鹿山 81-1</td><td>042-989-1000</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>55</td></tr> <tr><td>15</td><td>日高市生涯学習センター</td><td>大字鹿山 370-20</td><td>042-985-5121</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>128</td></tr> <tr><td>16</td><td>日高市立高萩小学校</td><td>大字高萩 800</td><td>042-989-2321</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>277</td></tr> <tr><td>17</td><td>日高市立高萩北小学校</td><td>大字旭ヶ丘 800</td><td>042-985-2020</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>308</td></tr> <tr><td>18</td><td>日高市立高萩中学校</td><td>大字高萩 792-1</td><td>042-989-2146</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>447</td></tr> <tr><td>19</td><td>日高市立高萩北中学校</td><td>大字旭ヶ丘 181-1</td><td>042-985-2112</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>453</td></tr> <tr><td>20</td><td>日高市高萩公民館</td><td>大字 <u>802 番地 3</u></td><td>042-989-2145</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td><u>84</u></td></tr> <tr><td>21</td><td>日高市高萩北公民館</td><td>大字旭ヶ丘 997-1</td><td>042-989-7322</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>67</td></tr> <tr><td>22</td><td>埼玉県立日高高等学校</td><td>大字旭ヶ丘 806</td><td>042-989-7920</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>494</td></tr> <tr><td>23</td><td>埼玉女子短期大学</td><td>大字女影 1616</td><td>042-986-1616</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>398</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	災害種別ごとの指定							指定 避難所との 重複	想定 収容人数 (人)	洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	1	日高市立高麗小学校	大字梅原 5-1	042-989-1014		○		○				○	200	2	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目 1-1	042-982-2221				○				○	267	3	日高市立高麗中学校	大字梅原 350	042-989-1017		○		○				○	439	4	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目 150-1	042-982-3161				○				○	449	5	日高市高麗公民館	大字栗坪 92-2	042-989-2381		○						○	68	6	日高市武蔵台公民館	武蔵台五丁目 1-2	042-982-2950		○		○				○	128	7	日高市総合福祉センター	大字楡木 201	042-985-9988		○		○				○	95	8	日高市立高麗川小学校	大字南平沢 335	042-989-0275		○		○				○	277	9	日高市立高根小学校	大字中鹿山 523-3	042-989-4982		○		○				○	259	10	日高市立高麗川中学校	大字原宿 49	042-989-1158		○		○				○	441	11	日高市立高根中学校	大字女影 1180	042-985-3633				○				○	438	12	日高市文化体育館	大字南平沢 1010	042-985-2090		○		○				○	727	13	日高市高麗川公民館	大字南平沢 1098-2	042-989-9110		○						○	56	14	日高市高麗川南公民館	大字中鹿山 81-1	042-989-1000		○						○	55	15	日高市生涯学習センター	大字鹿山 370-20	042-985-5121		○		○				○	128	16	日高市立高萩小学校	大字高萩 800	042-989-2321		○		○				○	277	17	日高市立高萩北小学校	大字旭ヶ丘 800	042-985-2020		○		○				○	308	18	日高市立高萩中学校	大字高萩 792-1	042-989-2146		○		○				○	447	19	日高市立高萩北中学校	大字旭ヶ丘 181-1	042-985-2112		○		○				○	453	20	日高市高萩公民館	大字 <u>802 番地 3</u>	042-989-2145		○		○				○	<u>84</u>	21	日高市高萩北公民館	大字旭ヶ丘 997-1	042-989-7322		○						○	67	22	埼玉県立日高高等学校	大字旭ヶ丘 806	042-989-7920		○		○				○	494	23	埼玉女子短期大学	大字女影 1616	042-986-1616		○		○				○	398	資料第75 避難場所一覧表 （1）指定緊急避難場所 <p style="text-align: right; color: red;">令和 4 年 10 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">NO</th> <th rowspan="2">施設・場所名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">管理担当 連絡先</th> <th colspan="7">災害種別ごとの指定</th> <th rowspan="2">指定 避難所との 重複</th> <th rowspan="2">想定 収容人数 (人)</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>崖崩れ、 土石流 及び地滑り</th> <th>高潮</th> <th>地震</th> <th>津波</th> <th>大規模な 火事</th> <th>内水氾濫</th> <th>火山現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>日高市立高麗小学校</td><td>大字梅原 5-1</td><td>042-989-1014</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>200</td></tr> <tr><td>2</td><td>日高市立武蔵台小学校</td><td>武蔵台五丁目 1-1</td><td>042-982-2221</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>267</td></tr> <tr><td>3</td><td>日高市立高麗中学校</td><td>大字梅原 350</td><td>042-989-1017</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>439</td></tr> <tr><td>4</td><td>日高市立武蔵台中学校</td><td>武蔵台六丁目 150-1</td><td>042-982-3161</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>449</td></tr> <tr><td>5</td><td>日高市高麗公民館</td><td>大字栗坪 92-2</td><td>042-989-2381</td><td></td><td>○</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>68</td></tr> <tr><td>6</td><td>日高市武蔵台公民館</td><td>武蔵台五丁目 1-2</td><td>042-982-2950</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>128</td></tr> <tr><td>7</td><td>日高市総合福祉センター</td><td>大字楡木 201</td><td>042-985-9988</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>95</td></tr> <tr><td>8</td><td>日高市立高麗川小学校</td><td>大字南平沢 335</td><td>042-989-0275</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>277</td></tr> <tr><td>9</td><td>日高市立高根小学校</td><td>大字中鹿山 523-3</td><td>042-989-4982</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>259</td></tr> <tr><td>10</td><td>日高市立高麗川中学校</td><td>大字原宿 49</td><td>042-989-1158</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>441</td></tr> <tr><td>11</td><td>日高市立高根中学校</td><td>大字女影 1180</td><td>042-985-3633</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>438</td></tr> <tr><td>12</td><td>日高市文化体育館</td><td>大字南平沢 1010</td><td>042-985-2090</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>727</td></tr> <tr><td>13</td><td>日高市高麗川公民館</td><td>大字南平沢 1098-2</td><td>042-989-9110</td><td></td><td>○</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>56</td></tr> <tr><td>14</td><td>日高市高麗川南公民館</td><td>大字中鹿山 81-1</td><td>042-989-1000</td><td></td><td>○</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>55</td></tr> <tr><td>15</td><td>日高市生涯学習センター</td><td>大字鹿山 370-20</td><td>042-985-5121</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>128</td></tr> <tr><td>16</td><td>日高市立高萩小学校</td><td>大字高萩 800</td><td>042-989-2321</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>277</td></tr> <tr><td>17</td><td>日高市立高萩北小学校</td><td>大字旭ヶ丘 800</td><td>042-985-2020</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>308</td></tr> <tr><td>18</td><td>日高市立高萩中学校</td><td>大字高萩 792-1</td><td>042-989-2146</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>447</td></tr> <tr><td>19</td><td>日高市立高萩北中学校</td><td>大字旭ヶ丘 181-1</td><td>042-985-2112</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>453</td></tr> <tr><td>20</td><td>日高市高萩公民館</td><td>大字 <u>802 番地 3</u></td><td>042-989-2145</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td><u>84</u></td></tr> <tr><td>21</td><td>日高市高萩北公民館</td><td>大字旭ヶ丘 997-1</td><td>042-989-7322</td><td></td><td>○</td><td></td><td><u>二</u></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>67</td></tr> <tr><td>22</td><td>埼玉県立日高高等学校</td><td>大字旭ヶ丘 806</td><td>042-989-7920</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>494</td></tr> <tr><td>23</td><td>埼玉女子短期大学</td><td>大字女影 1616</td><td>042-986-1616</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>398</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	災害種別ごとの指定							指定 避難所との 重複	想定 収容人数 (人)	洪水	崖崩れ、 土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	1	日高市立高麗小学校	大字梅原 5-1	042-989-1014		○		○				○	200	2	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目 1-1	042-982-2221		<u>二</u>		○				○	267	3	日高市立高麗中学校	大字梅原 350	042-989-1017		○		○				○	439	4	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目 150-1	042-982-3161		<u>二</u>		○				○	449	5	日高市高麗公民館	大字栗坪 92-2	042-989-2381		○		<u>二</u>				○	68	6	日高市武蔵台公民館	武蔵台五丁目 1-2	042-982-2950		○		○				○	128	7	日高市総合福祉センター	大字楡木 201	042-985-9988		○		○				○	95	8	日高市立高麗川小学校	大字南平沢 335	042-989-0275		○		○				○	277	9	日高市立高根小学校	大字中鹿山 523-3	042-989-4982		○		○				○	259	10	日高市立高麗川中学校	大字原宿 49	042-989-1158		○		○				○	441	11	日高市立高根中学校	大字女影 1180	042-985-3633		<u>二</u>		○				○	438	12	日高市文化体育館	大字南平沢 1010	042-985-2090		○		○				○	727	13	日高市高麗川公民館	大字南平沢 1098-2	042-989-9110		○		<u>二</u>				○	56	14	日高市高麗川南公民館	大字中鹿山 81-1	042-989-1000		○		<u>二</u>				○	55	15	日高市生涯学習センター	大字鹿山 370-20	042-985-5121		○		○				○	128	16	日高市立高萩小学校	大字高萩 800	042-989-2321		○		○				○	277	17	日高市立高萩北小学校	大字旭ヶ丘 800	042-985-2020		○		○				○	308	18	日高市立高萩中学校	大字高萩 792-1	042-989-2146		○		○				○	447	19	日高市立高萩北中学校	大字旭ヶ丘 181-1	042-985-2112		○		○				○	453	20	日高市高萩公民館	大字 <u>802 番地 3</u>	042-989-2145		○		○				○	<u>84</u>	21	日高市高萩北公民館	大字旭ヶ丘 997-1	042-989-7322		○		<u>二</u>				○	67	22	埼玉県立日高高等学校	大字旭ヶ丘 806	042-989-7920		○		○				○	494	23	埼玉女子短期大学	大字女影 1616	042-986-1616		○		○				○	398
NO	施設・場所名					住所	管理担当 連絡先	災害種別ごとの指定							指定 避難所との 重複	想定 収容人数 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震			津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	日高市立高麗小学校	大字梅原 5-1	042-989-1014		○		○				○	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目 1-1	042-982-2221				○				○	267																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	日高市立高麗中学校	大字梅原 350	042-989-1017		○		○				○	439																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目 150-1	042-982-3161				○				○	449																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	日高市高麗公民館	大字栗坪 92-2	042-989-2381		○						○	68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	日高市武蔵台公民館	武蔵台五丁目 1-2	042-982-2950		○		○				○	128																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	日高市総合福祉センター	大字楡木 201	042-985-9988		○		○				○	95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	日高市立高麗川小学校	大字南平沢 335	042-989-0275		○		○				○	277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	日高市立高根小学校	大字中鹿山 523-3	042-989-4982		○		○				○	259																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	日高市立高麗川中学校	大字原宿 49	042-989-1158		○		○				○	441																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	日高市立高根中学校	大字女影 1180	042-985-3633				○				○	438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	日高市文化体育館	大字南平沢 1010	042-985-2090		○		○				○	727																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	日高市高麗川公民館	大字南平沢 1098-2	042-989-9110		○						○	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	日高市高麗川南公民館	大字中鹿山 81-1	042-989-1000		○						○	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	日高市生涯学習センター	大字鹿山 370-20	042-985-5121		○		○				○	128																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	日高市立高萩小学校	大字高萩 800	042-989-2321		○		○				○	277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	日高市立高萩北小学校	大字旭ヶ丘 800	042-985-2020		○		○				○	308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
18	日高市立高萩中学校	大字高萩 792-1	042-989-2146		○		○				○	447																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	日高市立高萩北中学校	大字旭ヶ丘 181-1	042-985-2112		○		○				○	453																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20	日高市高萩公民館	大字 <u>802 番地 3</u>	042-989-2145		○		○				○	<u>84</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	日高市高萩北公民館	大字旭ヶ丘 997-1	042-989-7322		○						○	67																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	埼玉県立日高高等学校	大字旭ヶ丘 806	042-989-7920		○		○				○	494																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	埼玉女子短期大学	大字女影 1616	042-986-1616		○		○				○	398																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	災害種別ごとの指定							指定 避難所との 重複	想定 収容人数 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				洪水	崖崩れ、 土石流 及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫			火山現象																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	日高市立高麗小学校	大字梅原 5-1	042-989-1014		○		○				○	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目 1-1	042-982-2221		<u>二</u>		○				○	267																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	日高市立高麗中学校	大字梅原 350	042-989-1017		○		○				○	439																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目 150-1	042-982-3161		<u>二</u>		○				○	449																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	日高市高麗公民館	大字栗坪 92-2	042-989-2381		○		<u>二</u>				○	68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	日高市武蔵台公民館	武蔵台五丁目 1-2	042-982-2950		○		○				○	128																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	日高市総合福祉センター	大字楡木 201	042-985-9988		○		○				○	95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	日高市立高麗川小学校	大字南平沢 335	042-989-0275		○		○				○	277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	日高市立高根小学校	大字中鹿山 523-3	042-989-4982		○		○				○	259																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	日高市立高麗川中学校	大字原宿 49	042-989-1158		○		○				○	441																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	日高市立高根中学校	大字女影 1180	042-985-3633		<u>二</u>		○				○	438																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	日高市文化体育館	大字南平沢 1010	042-985-2090		○		○				○	727																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	日高市高麗川公民館	大字南平沢 1098-2	042-989-9110		○		<u>二</u>				○	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	日高市高麗川南公民館	大字中鹿山 81-1	042-989-1000		○		<u>二</u>				○	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	日高市生涯学習センター	大字鹿山 370-20	042-985-5121		○		○				○	128																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	日高市立高萩小学校	大字高萩 800	042-989-2321		○		○				○	277																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	日高市立高萩北小学校	大字旭ヶ丘 800	042-985-2020		○		○				○	308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
18	日高市立高萩中学校	大字高萩 792-1	042-989-2146		○		○				○	447																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
19	日高市立高萩北中学校	大字旭ヶ丘 181-1	042-985-2112		○		○				○	453																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20	日高市高萩公民館	大字 <u>802 番地 3</u>	042-989-2145		○		○				○	<u>84</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	日高市高萩北公民館	大字旭ヶ丘 997-1	042-989-7322		○		<u>二</u>				○	67																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	埼玉県立日高高等学校	大字旭ヶ丘 806	042-989-7920		○		○				○	494																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	埼玉女子短期大学	大字女影 1616	042-986-1616		○		○				○	398																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																																																																																																																																																																																														
p. 180	<p>※1 災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準</p> <p>※2 想定収容人数はいずれの施設も1人あたり有効面積3.0㎡に共用部分、管理スペースなど0.5㎡を加え、1人あたり3.5㎡として算出した。</p> <p>(3) 福祉避難所</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月現在</p> <table border="1" data-bbox="273 394 1492 579"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉県立日高特別支援学校</td> <td>大字高富 59-1</td> <td>042-989-4391</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別養護老人ホーム 清雅園</td> <td>大字森戸新田 99-2</td> <td>042-989-3331</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特別養護老人ホーム 清流苑</td> <td>大字横手 401-5</td> <td>042-982-5555</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護老人保健施設 日高の里</td> <td>大字久保 96-1</td> <td>042-982-3333</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	連絡先	備考	1	埼玉県立日高特別支援学校	大字高富 59-1	042-989-4391		2	特別養護老人ホーム 清雅園	大字森戸新田 99-2	042-989-3331		3	特別養護老人ホーム 清流苑	大字横手 401-5	042-982-5555		4	介護老人保健施設 日高の里	大字久保 96-1	042-982-3333		<p>※2 想定収容人数はいずれの施設も1人あたり有効面積3.0㎡に共用部分、管理スペースなど0.5㎡を加え、1人あたり3.5㎡として算出した。</p> <p>(3) 福祉避難所</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 11 月現在</p> <table border="1" data-bbox="1558 361 2778 543"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉県立日高特別支援学校</td> <td>大字高富 59-1</td> <td>042-989-4391</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>特別養護老人ホーム 清雅園</td> <td>大字森戸新田 99-2</td> <td>042-989-3331</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特別養護老人ホーム 清流苑</td> <td>大字横手 401-5</td> <td>042-982-5555</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護老人保健施設 日高の里</td> <td>大字久保 96-1</td> <td>042-982-3333</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	連絡先	備考	1	埼玉県立日高特別支援学校	大字高富 59-1	042-989-4391		2	特別養護老人ホーム 清雅園	大字森戸新田 99-2	042-989-3331		3	特別養護老人ホーム 清流苑	大字横手 401-5	042-982-5555		4	介護老人保健施設 日高の里	大字久保 96-1	042-982-3333																																																																																																																																													
No.	施設名	住所	連絡先	備考																																																																																																																																																																																												
1	埼玉県立日高特別支援学校	大字高富 59-1	042-989-4391																																																																																																																																																																																													
2	特別養護老人ホーム 清雅園	大字森戸新田 99-2	042-989-3331																																																																																																																																																																																													
3	特別養護老人ホーム 清流苑	大字横手 401-5	042-982-5555																																																																																																																																																																																													
4	介護老人保健施設 日高の里	大字久保 96-1	042-982-3333																																																																																																																																																																																													
No.	施設名	住所	連絡先	備考																																																																																																																																																																																												
1	埼玉県立日高特別支援学校	大字高富 59-1	042-989-4391																																																																																																																																																																																													
2	特別養護老人ホーム 清雅園	大字森戸新田 99-2	042-989-3331																																																																																																																																																																																													
3	特別養護老人ホーム 清流苑	大字横手 401-5	042-982-5555																																																																																																																																																																																													
4	介護老人保健施設 日高の里	大字久保 96-1	042-982-3333																																																																																																																																																																																													
p. 181	資料第66 医療施設一覧表	資料第76 医療施設一覧表 ※時点更新（詳細は素案参照）																																																																																																																																																																																														
p. 185	<p>第6章 その他</p> <p>資料第67 災害危険箇所</p> <p>(1) 山腹崩壊危険地区</p> <table border="1" data-bbox="311 894 1501 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>209</td><td>台</td><td>台</td><td>東台山</td><td>1</td></tr> <tr><td>210</td><td>台</td><td>〃</td><td>〃</td><td><u>3</u></td></tr> <tr><td>211</td><td>前倉</td><td>横手</td><td>前倉</td><td><u>7</u></td></tr> <tr><td>212</td><td>関の入</td><td>〃</td><td>休堂</td><td><u>4</u></td></tr> <tr><td>213</td><td>関の入</td><td>〃</td><td>上の久保</td><td><u>3</u></td></tr> <tr><td>214</td><td>高麗本郷</td><td>高麗本郷</td><td>新井峯</td><td><u>4</u></td></tr> <tr><td>215</td><td>物見山</td><td>〃</td><td>イボ石、<u>外1</u></td><td>2</td></tr> <tr><td>216</td><td>山根谷</td><td>横手</td><td>山根谷、<u>外</u></td><td>1</td></tr> <tr><td>217</td><td>高岡</td><td>高岡</td><td><u>ソロ、外2</u></td><td>1</td></tr> <tr><td>218</td><td>北平沢</td><td>北平沢</td><td><u>ビワクビ、外1</u></td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 崩壊土砂流出危険地区</p> <table border="1" data-bbox="311 1472 1501 1635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>103</td><td>風穴入</td><td>高麗本郷</td><td>千鹿野</td><td><u>0.6</u></td></tr> <tr><td>104</td><td>山根谷</td><td>横手</td><td>後沢</td><td><u>0.7</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> <table border="1" data-bbox="311 1738 1475 1946"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">箇所番号</th> <th rowspan="2">土砂災害警戒区域等の名称</th> <th>所在</th> <th rowspan="2">土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> <tr> <th>日高市大字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>1</u></td><td><u>11104-I-0937</u></td><td><u>女影</u></td><td><u>女影</u></td><td><u>急傾斜地の崩壊</u></td></tr> <tr><td><u>2</u></td><td><u>11104-I-0938-1</u></td><td><u>鎌北-3-1</u></td><td><u>こま武蔵台</u></td><td><u>急傾斜地の崩壊</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td><u>11104-I-0938-2</u></td><td><u>鎌北-3-2</u></td><td><u>こま武蔵台</u></td><td><u>急傾斜地の崩壊</u></td></tr> </tbody> </table>	整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)	大字	小字	209	台	台	東台山	1	210	台	〃	〃	<u>3</u>	211	前倉	横手	前倉	<u>7</u>	212	関の入	〃	休堂	<u>4</u>	213	関の入	〃	上の久保	<u>3</u>	214	高麗本郷	高麗本郷	新井峯	<u>4</u>	215	物見山	〃	イボ石、 <u>外1</u>	2	216	山根谷	横手	山根谷、 <u>外</u>	1	217	高岡	高岡	<u>ソロ、外2</u>	1	218	北平沢	北平沢	<u>ビワクビ、外1</u>	1	整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)	大字	小字	103	風穴入	高麗本郷	千鹿野	<u>0.6</u>	104	山根谷	横手	後沢	<u>0.7</u>	番号	箇所番号	土砂災害警戒区域等の名称	所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	日高市大字	<u>1</u>	<u>11104-I-0937</u>	<u>女影</u>	<u>女影</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>2</u>	<u>11104-I-0938-1</u>	<u>鎌北-3-1</u>	<u>こま武蔵台</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>3</u>	<u>11104-I-0938-2</u>	<u>鎌北-3-2</u>	<u>こま武蔵台</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<p>第6章 その他</p> <p>資料第77 災害危険箇所</p> <p>(1) 山腹崩壊危険地区</p> <table border="1" data-bbox="1599 894 2789 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>209</td><td>台</td><td>台</td><td>東台山</td><td>1</td></tr> <tr><td>210</td><td>台</td><td>〃</td><td>〃</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>211</td><td>前倉</td><td>横手</td><td>前倉</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>212</td><td>関の入</td><td>〃</td><td>休堂</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>213</td><td>関の入</td><td>〃</td><td>上の久保</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>214</td><td>高麗本郷</td><td>高麗本郷</td><td>新井峯</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>215</td><td>物見山</td><td>〃</td><td>イボ石・<u>物見山</u></td><td>2</td></tr> <tr><td>216</td><td>山根谷</td><td>横手</td><td>山根谷・<u>後沢・外</u></td><td>1</td></tr> <tr><td>217</td><td>高岡</td><td>高岡</td><td><u>ゾロ・山滝・岩本</u></td><td>1</td></tr> <tr><td>218</td><td>北平沢</td><td>北平沢</td><td><u>ビタアビ・山口</u></td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 崩壊土砂流出危険地区</p> <table border="1" data-bbox="1599 1472 2789 1635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th rowspan="2">箇所名</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>105</td><td>風穴入</td><td>高麗本郷</td><td>千鹿野</td><td><u>0.2</u></td></tr> <tr><td>106</td><td>山根谷</td><td>横手</td><td>後沢</td><td><u>0.9</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> <table border="1" data-bbox="1599 1738 2760 1925"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>告示年月日</th> <th>土砂災害警戒区域等の名称</th> <th>住所日高市大字</th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1945</td><td>H24.3.30</td><td><u>横手-1-1</u></td><td><u>横手</u></td><td><u>〇</u></td><td><u>〇</u></td><td><u>急傾斜地の崩壊</u></td></tr> <tr><td>1946</td><td>H24.3.30</td><td><u>横手-1-2</u></td><td><u>横手</u></td><td><u>〇</u></td><td><u>〇</u></td><td><u>急傾斜地の崩壊</u></td></tr> </tbody> </table>	整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)	大字	小字	209	台	台	東台山	1	210	台	〃	〃	<u>1</u>	211	前倉	横手	前倉	<u>2</u>	212	関の入	〃	休堂	<u>1</u>	213	関の入	〃	上の久保	<u>2</u>	214	高麗本郷	高麗本郷	新井峯	<u>1</u>	215	物見山	〃	イボ石・ <u>物見山</u>	2	216	山根谷	横手	山根谷・ <u>後沢・外</u>	1	217	高岡	高岡	<u>ゾロ・山滝・岩本</u>	1	218	北平沢	北平沢	<u>ビタアビ・山口</u>	1	整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)	大字	小字	105	風穴入	高麗本郷	千鹿野	<u>0.2</u>	106	山根谷	横手	後沢	<u>0.9</u>	No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所日高市大字	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	1945	H24.3.30	<u>横手-1-1</u>	<u>横手</u>	<u>〇</u>	<u>〇</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	1946	H24.3.30	<u>横手-1-2</u>	<u>横手</u>	<u>〇</u>	<u>〇</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>
整理番号	箇所名			位置			面積 (ha)																																																																																																																																																																																									
		大字	小字																																																																																																																																																																																													
209	台	台	東台山	1																																																																																																																																																																																												
210	台	〃	〃	<u>3</u>																																																																																																																																																																																												
211	前倉	横手	前倉	<u>7</u>																																																																																																																																																																																												
212	関の入	〃	休堂	<u>4</u>																																																																																																																																																																																												
213	関の入	〃	上の久保	<u>3</u>																																																																																																																																																																																												
214	高麗本郷	高麗本郷	新井峯	<u>4</u>																																																																																																																																																																																												
215	物見山	〃	イボ石、 <u>外1</u>	2																																																																																																																																																																																												
216	山根谷	横手	山根谷、 <u>外</u>	1																																																																																																																																																																																												
217	高岡	高岡	<u>ソロ、外2</u>	1																																																																																																																																																																																												
218	北平沢	北平沢	<u>ビワクビ、外1</u>	1																																																																																																																																																																																												
整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)																																																																																																																																																																																												
		大字	小字																																																																																																																																																																																													
103	風穴入	高麗本郷	千鹿野	<u>0.6</u>																																																																																																																																																																																												
104	山根谷	横手	後沢	<u>0.7</u>																																																																																																																																																																																												
番号	箇所番号	土砂災害警戒区域等の名称	所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																																																																																																																																																																																												
			日高市大字																																																																																																																																																																																													
<u>1</u>	<u>11104-I-0937</u>	<u>女影</u>	<u>女影</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																																																												
<u>2</u>	<u>11104-I-0938-1</u>	<u>鎌北-3-1</u>	<u>こま武蔵台</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																																																												
<u>3</u>	<u>11104-I-0938-2</u>	<u>鎌北-3-2</u>	<u>こま武蔵台</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																																																												
整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)																																																																																																																																																																																												
		大字	小字																																																																																																																																																																																													
209	台	台	東台山	1																																																																																																																																																																																												
210	台	〃	〃	<u>1</u>																																																																																																																																																																																												
211	前倉	横手	前倉	<u>2</u>																																																																																																																																																																																												
212	関の入	〃	休堂	<u>1</u>																																																																																																																																																																																												
213	関の入	〃	上の久保	<u>2</u>																																																																																																																																																																																												
214	高麗本郷	高麗本郷	新井峯	<u>1</u>																																																																																																																																																																																												
215	物見山	〃	イボ石・ <u>物見山</u>	2																																																																																																																																																																																												
216	山根谷	横手	山根谷・ <u>後沢・外</u>	1																																																																																																																																																																																												
217	高岡	高岡	<u>ゾロ・山滝・岩本</u>	1																																																																																																																																																																																												
218	北平沢	北平沢	<u>ビタアビ・山口</u>	1																																																																																																																																																																																												
整理番号	箇所名	位置		面積 (ha)																																																																																																																																																																																												
		大字	小字																																																																																																																																																																																													
105	風穴入	高麗本郷	千鹿野	<u>0.2</u>																																																																																																																																																																																												
106	山根谷	横手	後沢	<u>0.9</u>																																																																																																																																																																																												
No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所日高市大字	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																																																																																																																																																																																										
1945	H24.3.30	<u>横手-1-1</u>	<u>横手</u>	<u>〇</u>	<u>〇</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																																																										
1946	H24.3.30	<u>横手-1-2</u>	<u>横手</u>	<u>〇</u>	<u>〇</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>																																																																																																																																																																																										

日高市地域防災計画《資料編》修正案 新旧対照表

資料編

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）				修正案							
	4	11104-II-0933-1	横手-1-1	横手	急傾斜地の崩壊	1947	H24.3.30	駒高-1-1	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	5	11104-II-0933-2	横手-1-2	横手	急傾斜地の崩壊	1948	H24.3.30	駒高-1-2	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	6	11104-II-0934-1	駒高-1-1	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	1949	H24.3.30	駒高-1-3	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	7	11104-II-0934-2	駒高-1-2	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	1950	H24.3.30	山下-1	横手	○	○	急傾斜地の崩壊
	8	11104-II-0934-3	駒高-1-3	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	1951	H24.3.30	横手-2	横手	○	○	急傾斜地の崩壊
	9	11104-III-0633	猿田	梅原・栗坪・楡木・猿田	急傾斜地の崩壊	1952	H24.3.30	高麗本郷-1	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	10	11104-III-0634	山下-1	横手	急傾斜地の崩壊	1953	H24.3.30	高麗本郷-2	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	11	11104-III-0640	大宮-3	高岡・新堀	急傾斜地の崩壊	1954	H24.3.30	高麗本郷-3-1	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	12	11104-III-0641-1	清流1	清流・高岡	急傾斜地の崩壊	1955	H24.3.30	高麗本郷-3-2	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	13	11104-III-0641-2	清流2	清流・高岡	急傾斜地の崩壊	1956	H24.3.30	高麗本郷-4	高麗本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
	14	11104-III-0935	大宮-1	高岡・新堀	急傾斜地の崩壊	1957	H24.3.30	高麗本郷4	高麗本郷	○	○	土石流
	15	11104-III-0936-1	大宮-2-1	高岡・新堀	急傾斜地の崩壊	1958	H24.3.30	高麗本郷5	高麗本郷	○	○	土石流
	16	11104-III-0936-2	大宮-2-2	高岡・新堀	急傾斜地の崩壊	1959	H24.3.30	高麗本郷1	高麗本郷	○	○	土石流
	17	11104-N-0053	横手-2	横手	急傾斜地の崩壊	1960	H24.3.30	山下沢	横手	○	○	土石流
	18	11104-N-0054	高麗本郷-1	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	1961	H24.3.30	高麗本郷2	高麗本郷	○	○	土石流
	19	11104-N-0055	高麗本郷-2	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	1962	H24.3.30	高麗本郷3	高麗本郷	○	○	土石流
	20	11104-N-0056-1	高麗本郷-3-1	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	2286	H25.3.29	女影	女影	○	○	急傾斜地の崩壊
	21	11104-N-0056-2	高麗本郷-3-2	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	2287	H25.3.29	鎌北-3-1	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
	22	11104-N-0061	高麗本郷-4	高麗本郷	急傾斜地の崩壊	2288	H25.3.29	鎌北-3-2	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
	23	11104-N-0082	武蔵台六丁目-1	こま武蔵台	急傾斜地の崩壊	2289	H25.3.29	猿田	猿田	○	○	急傾斜地の崩壊
	24	11104-N-0083-1	武蔵台六丁目-2-1	こま武蔵台	急傾斜地の崩壊	2290	H25.3.29	武蔵台6丁目-1	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
	25	11104-N-0083-2	武蔵台六丁目-2-2	こま武蔵台	急傾斜地の崩壊	2291	H25.3.29	武蔵台6丁目-2-1	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
	26	11104-N-0084-1	栗坪-1-1	梅原・栗坪・楡木・猿田	急傾斜地の崩壊	2292	H25.3.29	武蔵台6丁目-2-2	武蔵台	○	○	急傾斜地の崩壊
	27	11104-N-0084-2	栗坪-1-2	梅原・栗坪・楡木・猿田	急傾斜地の崩壊	2293	H25.3.29	栗坪1-1	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
	28	11104-N-0084-3	栗坪-1-3	梅原・栗坪・楡木・猿田	急傾斜地の崩壊	2294	H25.3.29	栗坪1-2	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
	29	11104-N-0085	栗坪-2	梅原・栗坪・楡木・猿田	急傾斜地の崩壊	2295	H25.3.29	栗坪1-3	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
	30	11104-N-0086	台	台	急傾斜地の崩壊	2296	H25.3.29	栗坪-2	栗坪	○	○	急傾斜地の崩壊
	31	11104-N-0087	幸神前	清流・高岡	急傾斜地の崩壊	2297	H25.3.29	台	台	○	○	急傾斜地の崩壊
	32	11104-N-0088	宮ノ前	高岡・新堀	急傾斜地の崩壊	2298	H25.3.29	大宮-1	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
	33	242-I-001	楡木沢	梅原・栗坪・楡木・猿田	土石流	2299	H25.3.29	大宮-2-1	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
	34	242-I-002	峯両谷沢	横手	土石流	2300	H25.3.29	大宮-2-2	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
	35	242-I-003	高麗本郷4	高麗本郷	土石流	2301	H25.3.29	大宮-3	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
	36	242-I-004	高麗本郷5	高麗本郷	土石流	2302	H25.3.29	清流-1	清流	○	○	急傾斜地の崩壊
	37	242-I-005	高麗本郷1	高麗本郷	土石流	2303	H25.3.29	清流-2	清流	○	○	急傾斜地の崩壊
	38	242-I-006	清流川	清流・高岡	土石流	2304	H25.3.29	幸神前	高岡	○	○	急傾斜地の崩壊
	39	242-I-007	清流川2	清流・高岡	土石流	2305	H25.3.29	宮ノ前	新堀	○	○	急傾斜地の崩壊
						2306	H25.3.29	峯両谷沢	横手	○	○	土石流
						2307	H25.3.29	満蔵寺沢	栗坪	○	○	土石流
						2308	H25.3.29	横手1	横手	○	○	土石流
						2309	H25.3.29	清流川	清流	○	○	土石流
						2310	H25.3.29	清流川2	清流	○	○	土石流
						2311	H25.3.29	清流2	清流	○	○	土石流
						2312	H25.3.29	清流1	清流	○	○	土石流

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）					修正案													
	40	242-I-009	高麗神社沢-1	高岡・新堀	土石流	2313	H25.3.29	清流川	清流	○	○	土石流							
	41	242-I-009-1	高麗神社沢-2	高岡・新堀	土石流	2314	H25.3.29	如意輪堂川 1	高岡	○	○	土石流							
	42	242-I-008	清流 2	清流・高岡	土石流	2315	H25.3.29	聖天院沢	高岡	○		土石流							
	43	242-II-001	栗原川	梅原・栗坪・楡木・猿田	土石流	2316	H25.3.29	清流川 3	清流	○		土石流							
	44	242-II-002	満蔵寺沢	梅原・栗坪・楡木・猿田	土石流	2317	H25.3.29	清流川 4	清流	○	○	土石流							
	45	242-II-003	山下沢	横手	土石流	3790	H27.10.2	高麗神社沢-1	新堀	○		土石流							
	46	242-II-004	高麗本郷 2	高麗本郷	土石流	3791	H27.10.2	高麗神社沢-2	新堀	○	○	土石流							
	47	242-II-005	高麗本郷 3	高麗本郷	土石流	3792	H27.10.2	聖天院沢-2	高堀	○	○	土石流							
	48	242-II-006	清流 1	清流・高岡	土石流	3793	H27.10.2	栗原川	栗坪	○	○	土石流							
	49	242-II-007	清流川	清流・高岡	土石流	3794	H27.10.2	楡木沢	楡木	○	○	土石流							
	50	242-II-008-1	如意輪堂川 1	清流・高岡	土石流	3795	H27.10.2	猿田沢	猿田	○		土石流							
	51	242-II-009	聖天院沢	清流・高岡	土石流	3796	H27.10.2	武蔵台中沢	武蔵台 6 丁目	○	○	土石流							
	52	242-II-009-1	聖天院沢-2	高岡・新堀	土石流	<p>土砂災害警戒区域：土石流等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</p> <p>土砂災害特別警戒区域：土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</p>													
	53	242-N-001	横手 1	横手	土石流														
	54	242-N-002	武蔵台中沢	こま武蔵台	土石流														
	55	242-N-003	猿田沢	梅原・栗坪・楡木・猿田	土石流														
	56	242-N-004	清流川 3	清流・高岡	土石流														
	57	242-N-005	清流川 4	清流・高岡	土石流														
	<p>土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域</p> <p>土砂災害特別警戒区域：建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域</p> <p>※上記は、すべて土砂災害警戒区域であり、それぞれに土砂災害特別警戒区域が存在する。</p>																		
	資料第 68 大規模地震発生時の被害状況報告書												※資料削除						
p. 189	資料第 69 応急仮設住宅建設可能用地について												資料第 78 応急仮設住宅建設可能用地について						
p. 190	資料第 70 応急仮設住宅入居者台帳					資料第 79 応急仮設住宅入居者台帳 ※資料更新（詳細は素案参照）													
p. 191	資料第 71 住宅応急修理記録簿					資料第 80 住宅応急修理記録簿													
p. 192	資料第 72 義援金品受領書					資料第 81 義援金品受領書 ※資料更新（詳細は素案参照）													
p. 193	資料第 73 り災証明書等					資料第 82 り災証明書等 ※資料更新（詳細は素案参照）													
p. 195	資料第 74 災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準 (計画 202 ページ)					資料第 83 災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準 平成 13 年 3 月 23 日告示第 393 号 最終改正：令和 4 年 3 月 31 日告示第 37 号 ※資料更新（詳細は素案参照）													
最終改正：平成 27 年 5 月 1 日告示第 492 号																			

日高市地域防災計画《資料編》修正案 新旧対照表

資料編

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案																																																																																										
p. 203	資料第75 緊急通行車両等事前届出書	資料第84 緊急通行車両等事前届出書・ <u>緊急通行車両等事前届出済証</u> ※資料更新（詳細は素案参照）																																																																																										
	<u>資料第76 緊急通行車両等事前届出済証</u>	※前項と統合																																																																																										
p. 204	資料第77 緊急通行車両等確認申請書	資料第85 緊急通行車両等確認申請書 ※資料更新（詳細は素案参照）																																																																																										
p. 205	資料第78 八高線列車転覆事故の概要	資料第86 八高線列車転覆事故の概要																																																																																										
p. 206	資料第79 県報告様式	資料第87 県報告様式 ※資料更新（詳細は素案参照）																																																																																										
p. 213	資料第80 震災応急対策シミュレーション	資料第88 震災応急対策シミュレーション ※資料更新（詳細は素案参照）																																																																																										
p. 216	資料第81 日高市防災会議委員名簿 <p style="text-align: right;">平成 28 年 3 月 25 日現在</p>	資料第89 日高市防災会議委員名簿 <p style="text-align: right;">令和 4 年 7 月 21 日現在</p>																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委 員 等</th> <th>区分</th> <th>所 属 機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日高市長</td> <td>会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東農政局埼玉支局 地方参事官 <u>(埼玉支局長)</u></td> <td rowspan="2">1 号</td> <td rowspan="2">指定地方行政機関の職員</td> </tr> <tr> <td>所沢労働基準監督署長</td> </tr> <tr> <td>飯能県土整備事務所長</td> <td rowspan="4">2 号</td> <td rowspan="4">埼玉県知事の部内の職員</td> </tr> <tr> <td>狭山保健所長</td> </tr> <tr> <td>川越農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>西部地域振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>飯能警察署長</td> <td>3 号</td> <td>埼玉県警察の警察官</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td rowspan="6">4 号</td> <td rowspan="6">日高市職員</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>健康推進部長</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> </tr> <tr> <td>上・下水道部長</td> </tr> <tr> <td><u>議会事務局長</u></td> <td rowspan="2">5 号</td> <td rowspan="2">日高市教育長</td> </tr> <tr> <td>日高市教育長</td> </tr> <tr> <td>埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長</td> <td rowspan="2">6 号</td> <td rowspan="2">埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長</td> </tr> <tr> <td>日高市消防団長</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社 <u>設備統括室長</u></td> <td rowspan="5">7 号</td> <td rowspan="5">指定公共機関又は指定地方公共機関の職員</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長</td> </tr> <tr> <td>西武鉄道株式会社 飯能駅管区長</td> </tr> <tr> <td>郵便事業株式会社 日高郵便局長</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人飯能地区医師会長</td> <td>8 号</td> <td>知識経験を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	委 員 等	区分	所 属 機 関 等	日高市長	会長		関東農政局埼玉支局 地方参事官 <u>(埼玉支局長)</u>	1 号	指定地方行政機関の職員	所沢労働基準監督署長	飯能県土整備事務所長	2 号	埼玉県知事の部内の職員	狭山保健所長	川越農林振興センター所長	西部地域振興センター所長	飯能警察署長	3 号	埼玉県警察の警察官	副市長	4 号	日高市職員	総務部長	市民生活部長	健康推進部長	都市整備部長	上・下水道部長	<u>議会事務局長</u>	5 号	日高市教育長	日高市教育長	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長	6 号	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長	日高市消防団長	東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社 <u>設備統括室長</u>	7 号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長	東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長	西武鉄道株式会社 飯能駅管区長	郵便事業株式会社 日高郵便局長	一般社団法人飯能地区医師会長	8 号	知識経験を有する者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委 員 等</th> <th>区分</th> <th>所 属 機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日高市長</td> <td>会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東農政局埼玉拠点 地方参事官</td> <td rowspan="2">1 号</td> <td rowspan="2">指定地方行政機関の職員</td> </tr> <tr> <td>所沢労働基準監督署長</td> </tr> <tr> <td>飯能県土整備事務所長</td> <td rowspan="4">2 号</td> <td rowspan="4">埼玉県知事の部内の職員</td> </tr> <tr> <td>狭山保健所長</td> </tr> <tr> <td>川越農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>西部地域振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>飯能警察署長</td> <td>3 号</td> <td>埼玉県警察の警察官</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td rowspan="6">4 号</td> <td rowspan="6">日高市職員</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>健康推進部長</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> </tr> <tr> <td>上・下水道部長</td> </tr> <tr> <td><u>保健相談センター（保健師）</u></td> <td rowspan="2">5 号</td> <td rowspan="2">日高市教育長</td> </tr> <tr> <td>日高市教育長</td> </tr> <tr> <td>埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長</td> <td rowspan="2">6 号</td> <td rowspan="2">埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長</td> </tr> <tr> <td>日高市消防団長</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社長</td> <td rowspan="5">7 号</td> <td rowspan="5">指定公共機関又は指定地方公共機関の職員</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長</td> </tr> <tr> <td>西武鉄道株式会社 飯能駅管区長</td> </tr> <tr> <td>郵便事業株式会社 日高郵便局長</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人飯能地区医師会長</td> <td>8 号</td> <td>知識経験を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	委 員 等	区分	所 属 機 関 等	日高市長	会長		関東農政局埼玉拠点 地方参事官	1 号	指定地方行政機関の職員	所沢労働基準監督署長	飯能県土整備事務所長	2 号	埼玉県知事の部内の職員	狭山保健所長	川越農林振興センター所長	西部地域振興センター所長	飯能警察署長	3 号	埼玉県警察の警察官	副市長	4 号	日高市職員	総務部長	市民生活部長	健康推進部長	都市整備部長	上・下水道部長	<u>保健相談センター（保健師）</u>	5 号	日高市教育長	日高市教育長	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長	6 号	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長	日高市消防団長	東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社長	7 号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長	東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長	西武鉄道株式会社 飯能駅管区長	郵便事業株式会社 日高郵便局長	一般社団法人飯能地区医師会長	8 号	知識経験を有する者
委 員 等	区分	所 属 機 関 等																																																																																										
日高市長	会長																																																																																											
関東農政局埼玉支局 地方参事官 <u>(埼玉支局長)</u>	1 号	指定地方行政機関の職員																																																																																										
所沢労働基準監督署長																																																																																												
飯能県土整備事務所長	2 号	埼玉県知事の部内の職員																																																																																										
狭山保健所長																																																																																												
川越農林振興センター所長																																																																																												
西部地域振興センター所長																																																																																												
飯能警察署長	3 号	埼玉県警察の警察官																																																																																										
副市長	4 号	日高市職員																																																																																										
総務部長																																																																																												
市民生活部長																																																																																												
健康推進部長																																																																																												
都市整備部長																																																																																												
上・下水道部長																																																																																												
<u>議会事務局長</u>	5 号	日高市教育長																																																																																										
日高市教育長																																																																																												
埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長	6 号	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長																																																																																										
日高市消防団長																																																																																												
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社 <u>設備統括室長</u>	7 号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員																																																																																										
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長																																																																																												
東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長																																																																																												
西武鉄道株式会社 飯能駅管区長																																																																																												
郵便事業株式会社 日高郵便局長																																																																																												
一般社団法人飯能地区医師会長	8 号	知識経験を有する者																																																																																										
委 員 等	区分	所 属 機 関 等																																																																																										
日高市長	会長																																																																																											
関東農政局埼玉拠点 地方参事官	1 号	指定地方行政機関の職員																																																																																										
所沢労働基準監督署長																																																																																												
飯能県土整備事務所長	2 号	埼玉県知事の部内の職員																																																																																										
狭山保健所長																																																																																												
川越農林振興センター所長																																																																																												
西部地域振興センター所長																																																																																												
飯能警察署長	3 号	埼玉県警察の警察官																																																																																										
副市長	4 号	日高市職員																																																																																										
総務部長																																																																																												
市民生活部長																																																																																												
健康推進部長																																																																																												
都市整備部長																																																																																												
上・下水道部長																																																																																												
<u>保健相談センター（保健師）</u>	5 号	日高市教育長																																																																																										
日高市教育長																																																																																												
埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長	6 号	埼玉西部消防組合飯能日高消防署日高分署長 日高市消防団長																																																																																										
日高市消防団長																																																																																												
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社長	7 号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員																																																																																										
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店長																																																																																												
東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅長																																																																																												
西武鉄道株式会社 飯能駅管区長																																																																																												
郵便事業株式会社 日高郵便局長																																																																																												
一般社団法人飯能地区医師会長	8 号	知識経験を有する者																																																																																										

日高市地域防災計画《資料編》修正案 新旧対照表

資料編

該当頁	日高市地域防災計画 現行（平成 30 年 6 月）	修正案													
	<table border="1"> <tr><td>一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長</td></tr> <tr><td>飯能地区薬剤師会長</td></tr> <tr><td>日高市柔道整復師会長</td></tr> <tr><td>日高市区長会長</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会理事</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会評議員</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会評議員</td></tr> </table>	一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長	飯能地区薬剤師会長	日高市柔道整復師会長	日高市区長会長	社会福祉協議会理事	社会福祉協議会評議員	社会福祉協議会評議員	<table border="1"> <tr><td>一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長</td></tr> <tr><td>飯能地区薬剤師会長</td></tr> <tr><td>日高市柔道整復師会長</td></tr> <tr><td>日高市区長会長</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会評議員</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会地域福祉課</td></tr> </table>	一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長	飯能地区薬剤師会長	日高市柔道整復師会長	日高市区長会長	社会福祉協議会評議員	社会福祉協議会地域福祉課
一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長															
飯能地区薬剤師会長															
日高市柔道整復師会長															
日高市区長会長															
社会福祉協議会理事															
社会福祉協議会評議員															
社会福祉協議会評議員															
一般社団法人飯能地区歯科医師会副会長															
飯能地区薬剤師会長															
日高市柔道整復師会長															
日高市区長会長															
社会福祉協議会評議員															
社会福祉協議会地域福祉課															
p. 217		資料第90 <u>南海トラフ地震における地震防災対策推進地域</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													
p. 218		資料第91 <u>東海地震の警戒宣言に伴う対応措置</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													
p. 231		資料第92 <u>市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													
p. 233		資料第93 <u>防災重点農業用ため池一覧</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													
p. 234		資料第94 <u>砂防指定地指定状況</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													
p. 235		資料第95 <u>災害応急対策活動拠点一覧（広域防災拠点等）</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													
p. 236		資料第96 <u>指定文化財集中場所および指定文化財建造物</u> ※資料追加（詳細は素案参照）													